

第 23 回統計委員会において出された質問及び意見の概要
(国勢調査関係)【未定稿】

封入提出方式の全面導入により、回収した調査票の未記入や不備が増加することが予想される。

これに対し、調査結果の精度を確保するため、統計法第 15 条に基づく立入検査等を導入し、市町村の職員が調査票の記入内容を補完することとしている。

しかし、住民基本台帳による補完を十分に行うことができず、記入内容に不備があるものが多数出てきた場合に、市町村の職員だけでは十分な対応ができないために、精度を確保できなくなるおそれがあると考えます。

このため、市町村の職員に代わって、調査員も立入検査等を行う方法もあるのではないかと考えるが、「諮問の概要」2 ページのイの(イ)における「市町村の職員等」の「等」には、この含みを持たせていると解してよいか。

封入提出方式を全面導入することとしているが、調査客体の中には、調査票の記入を手伝ってほしいという要望もあるのではないかと考える。このような要望があることを想定した上での対応なのか。

封入提出方式の全面導入により、未記入の調査票や記入内容が不正確な調査票が増加した場合に、市町村の負担が増加するのではないかと考える。これによる市町村の負担の増加に対し、どのように対応することとしているのか。

雇用形態の区分変更は、ようやく対応がなされたと感じており、大事な一步と感じている。

一方、削除される就業時間については、就業者の根拠を「1 時間以上就業」としていることから、「就業状態」を確定する際にも有用な情報であり、また、結果が利用されていないということはないと考える。どのような根拠に基づき、利用がないと判断されたのか。

住民基本台帳の利用は意味があることと考えるが、地域別・男女別の人口を住民基本台帳のデータと国勢調査のデータで比較すると、差が 10 パーセント以上あると聞いたことがある。このため、住民基本台帳の情報だけに頼ると、不適切な結果が出るのではないかと考える。特に、若年者の場合、住民登録を地方に残したまま、都市部で就業や就学をする場合もあり、人口等の把握に大きな誤差を生じるおそれがある。

5年前の住居の所在地について、合併のあった市町村に居住している方の場合、合併前の市町村をベースに回答してもらうのか、あるいは、合併後の市町村をベースに所在地を回答してもらうのか。

雇用形態を把握する区分を変更することが、就業時間を削除する理由として挙げられているが、必ずしも労働時間によって、パートタイム又はフルタイムが区分されているわけではない。どこかの段階で就業時間を把握する必要があるのではないか。